

リンデンバウムいずみ

ホームヘルパーステーション運営規程

リンデンバウムいずみ

ホームヘルパーステーション

リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人いずみ会が開設するリンデンバウムいずみホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・指定居宅介護および指定重度訪問介護等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある利用者および障害程度区分の認定を受けた障害者等に対して、常に適切な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業所の訪問介護員等は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行うものとする。

3 事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、他の居宅支援事業者その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション
- 二 所在地 秋田市泉菅野二丁目17番11号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 サービス提供責任者 6名
サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技

術指導、訪問介護計画、予防訪問介護計画、居宅介護計画および重度訪問介護計画等の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとする。

三 訪問介護員等 30名 以上

訪問介護員等は、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護および指定重度訪問介護等の提供にあたるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日および12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 営業日および営業時間以外にも、利用の申込みがあった場合には指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護および指定重度訪問介護等の提供を行う。

(主たる障害の対象者)

第6条

障害者総合支援法に基づく、指定障害福祉サービスの事業に係わる主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者および難病患者等とする。

(訪問介護等の内容)

第7条

指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護および指定重度訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の身体介護
- 二 調理、洗濯、掃除等の家事援助
- 三 生活等に関する相談及び助言
- 四 その他必要な日常生活上の世話

(利用料)

第8条

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領代理サービスであるときは利用負担として1割の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護、指定介護予防訪問介

護、指定居宅介護および指定重度訪問介護等に要した交通費は、通常の実施地域から10kmまたはその端数を増す毎に200円とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条

通常の実業の実施地域は秋田市（河辺、雄和地区を除く）の地域とする。

(緊急時における対処方法)

第10条

訪問介護員等は、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護および指定重度訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第11条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ利用者または家族の同意を文書により得るものとする。

(苦情処理)

第12条

事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(損害賠償)

第14条

事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第15条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 訪問介護計画・介護予防訪問介護計画、居宅介護計画および重度訪問介護計画その他その提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(指定居宅介護、指定重度訪問介護は、提供した日から5年間保存するものとする。)

(その他運営にあたっての留意事項)

第16条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いずみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

平成13年	4月	1日	改訂
平成14年	1月	1日	改訂
平成15年	2月	1日	改訂
平成16年	6月	1日	改訂
平成19年	4月	1日	改訂
平成19年10月	1日	改訂	
平成20年	3月	1日	改訂
平成20年	9月	1日	改訂
平成22年	4月	1日	改訂
平成23年	4月	1日	改訂
平成23年10月	1日	改訂	
平成23年10月	14日	改訂	
平成24年10月	1日	改訂	
平成25年	1月	1日	改訂
平成25年	4月	1日	改訂
平成25年	5月	1日	改訂
平成27年	6月	21日	改訂

[別 表]

リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション料金表

1. 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護および指定重度訪問介護の利用料

厚生労働大臣が定める基準額

2. 交通費

- (1) 利用者の居宅が秋田市（河辺、雄和地区を除く）である場合

無 料

- (2) 当センターとの距離が往復10kmまたはその端数を増す毎に200円

(以 上)